

大船渡市内私有林の経営管理に係る基本方針

1 基本的考え方

大船渡市に存する私有林については、森林所有者自らが森林経営計画（※1）の策定等を通じて経営管理することを基本とする。

ただし、諸事情等により適切な管理がなされていない森林については、所有者の意向を確認し、市に管理を委ねたいとの意向が示された場合は、森林が有する二酸化炭素吸収や水源涵養、防災・減災等の公益的機能の維持・増進を図るため、森林経営管理制度（※2）を活用し、市が経営管理を行うものとする。

※1 森林経営計画＝所有者自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある（30ha以上等）森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。間伐等の施業に対する国県の各種支援制度は計画作成が要件となっている。

※2 森林経営管理制度＝森林の経営管理が行われていない森林について、市町村が所有者の意向を確認後、所有者からの委託を受け、経営に適した森林は民間の林業経営体に再委託、経営に適さない森林は市町村が直接管理する制度。市町村が管理する場合の財源は森林環境譲与税。

2 対象森林

対象森林は、大船渡市に存する私有林の「人工林」とする。

今後の森林管理を円滑に行うために「森林資源情報の高精度化」を進めるとともに、森林所有者への「意向調査」を行い、次のとおり区分する。

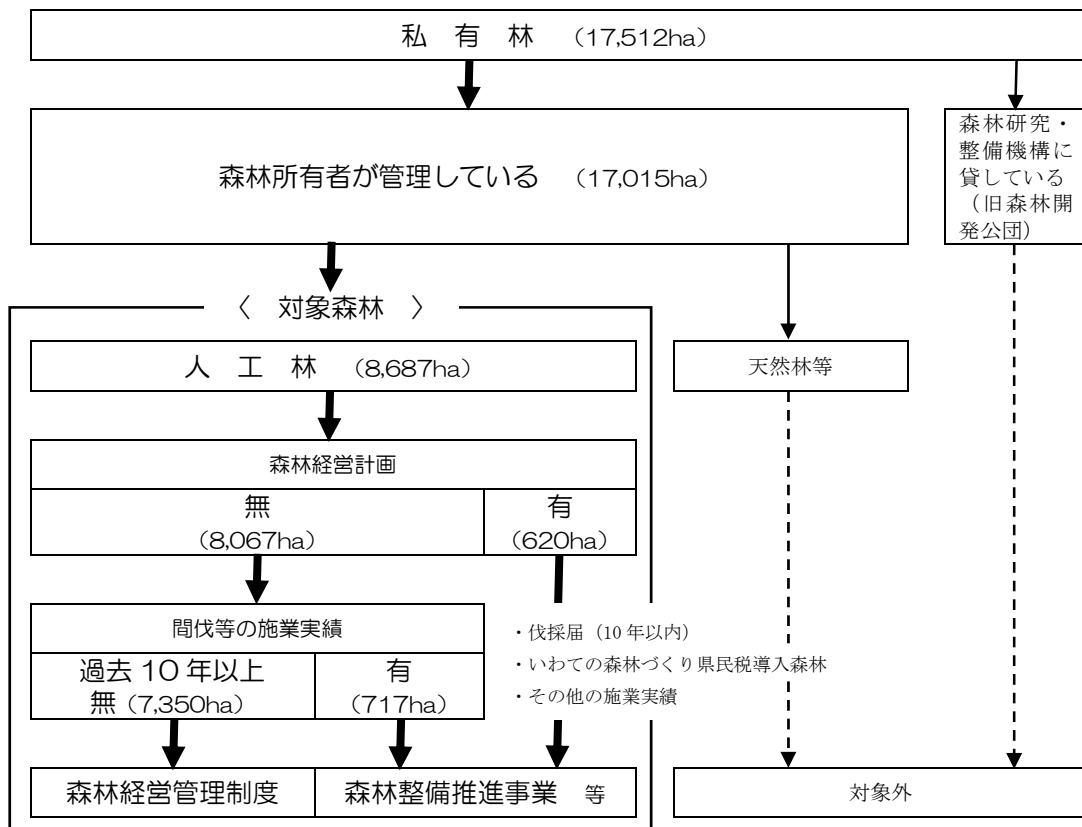
(1) 所有者経営管理森林

森林経営計画の作成や施業実績があるなど、自らが経営意欲のある所有者が所有する森林

(2) 森林経営管理制度対象森林

森林経営計画が作成されていない森林で10年以上施業実績がなく、所有者が経営管理を市に委ねたいとした森林

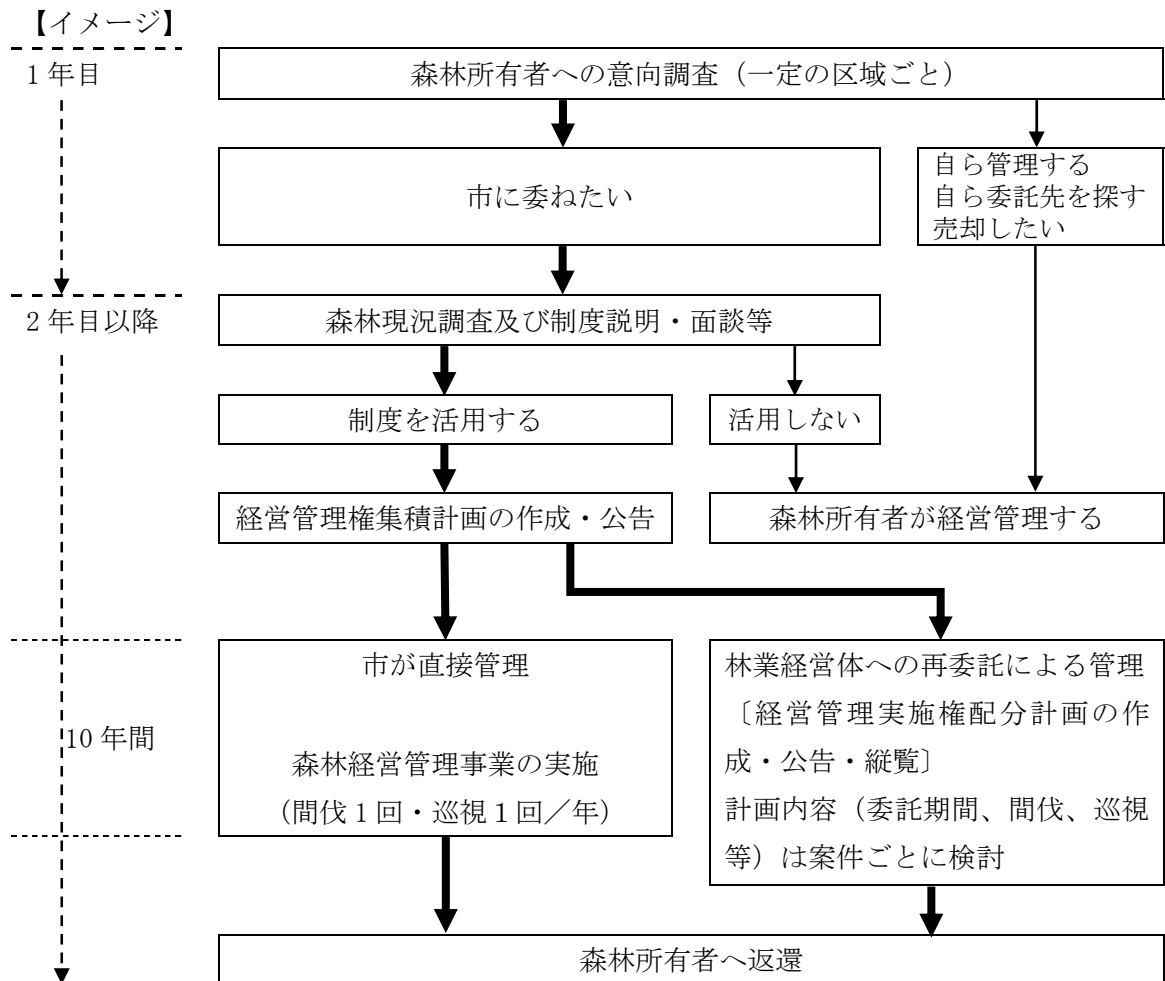
【イメージ】



3 事業の進め方

森林の航空レーザ計測及び資源解析結果等をもとに、20 程度の区域に分割して所有者の意向調査を行い、事業を進めるものとする。

なお、1年で実施する区域は、原則1区域とする。



(1) 意向調査

① 意向調査の実施方法

森林を所有する者又は管理する権限等を有する者に対し、当該森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について「アンケート形式」により郵送で実施する。

② 意向調査の実施区域及びスケジュール等

モデル地区による試行調査や航空レーザ計測を活用した森林資源踏査を行い、その結果を森林組合等と検証しながら、樹種や傾斜等自然的条件、林道からの距離等地理的条件等による優先度や施業の主体を担う意欲と能力のある林業経営体（以下「林業経営体」という）の受容能力を考慮して市内全域を概ね20程度の区域に分割して順次進めるものとする。

なお、令和2年度は施業環境が悪い森林、令和3年度は木材生産の継続が望ましい森林の各モデル地区を選定し、試行的調査を実施するほか、令和3年度から3カ年の計画で基礎データ収集を目的とする航空レーザ計測を活用した森林資源調査を実施する。

(2) 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果等をもとに、①森林所有者等が自ら経営管理する森林（所有者経営管理森林）及び②森林所有者等が自ら経営管理を行う意欲がなく、経営管理を市に委ねたい森林（森林経営管理制度対象森林）に区分し、次のとおり事業を実施する。

① 所有者経営管理森林

ア 私有林整備（再造林・下刈・間伐等）の支援

森林経営計画等による計画的な森林施業を促し、国県による造林や間伐など森林整備に対する補助事業等の支援措置の活用を推進する。

また、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）に基づき行う事業に対し、新たに、既存の支援内容を拡充した森林整備推進事業を創設し、森林資源の循環と自然環境の保全に係る森林所有者の負担を軽減することにより自発的な経営意欲の醸成と再造林率の向上を図るものとする。

イ 林道等の整備及び管理

林道等の継続的な点検・維持・修繕により森林整備の施業環境を充実し、森林所有者や林業事業者等の自発的な経営意欲の醸成を図るものとする。

② 森林経営管理制度対象森林

次のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう、林業経営体と調整を進める。

ア 森林経営管理権の設定による経営管理

自然的条件及び地理的条件により施業が困難ではあるが、防災減災及び環境保全のための施業が必要な森林については、森林経営管理権の設定を進め、市による主体的な整備を行うものとする。

イ 林業経営体への委託による経営管理

林業経営に適する森林については、本市を事業区域とする林業経営体と連携・調整の上、森林経営計画の策定を進め、森林経営管理委託を行うものとする。

既存の森林経営計画に接した森林は、既存の計画に取り込むことにより効率的に経営できるよう林業経営体に斡旋する。

ウ 森林経営管理（前記イは除く）の期間と内容

市が実施する森林経営管理の期間は10年間とする。その間、間伐を1回、巡視を毎年1回実施し、完了後に所有者へ返還する。

(3) その他事業

森林の有する公益的機能の維持増進に向け、各種支援制度の充実強化や県、管内市町及び林業関係者等と連携した取り組みにより適切な森林整備等を促進する。

4 事業実施に係る財源等

本事業の実施に当たっては、国や県等の補助事業を除き、森林環境譲与税を活用するものとし、予算の範囲内で次の事業を計画的に実施する。

なお、予算に執行残が発生する場合は、市森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施に当たっては基金を取り崩し原資とする。また、当該基金は、森林経営管理制度の実施のほか、市内森林整備の促進や林業の振興について森林環境譲与税の趣旨に沿って使用する。

森林環境譲与税を財源とする主な事業は次のとおり。

① 森林経営管理事業

航空レーザ計測及び資源解析、森林経営管理の方針作成、森林管理の意向調査、経営管理集積計画の作成、経営管理事業（間伐等）の実施

② 森林整備推進事業

私有林整備（再造林・下刈・間伐等）の支援、林道等の整備及び管理

③ 人材育成・担い手確保事業

気仙地方林業振興協議会事業の協力及び支援、林業研修資格取得の支援、労務安全対策の推進

④ 木材利用促進事業

気仙産材を使用した住宅の新築及び増改築に対する支援

⑤ 普及啓発事業

植樹活動の開催及び支援、森林振興施設の運営管理

⑥ その他本事業目的達成に必要と認める事業